

ケミトックス 環境ニュース (Vol. 20)
施行された EU の RoHS 指令のその後2009 年 8 月 24 日
株式会社ケミトックス
中山 紘一
高橋 珠江**米国版 RoHS が遂に連邦として提案**

2006 年 7 月 1 日から施行された EU の RoHS 指令は、様々な国に影響を及ぼす結果となりました。日本、中国、アメリカ(カリフォルニア州)、韓国、アルゼンチン、トルコなどに波及し、環境法規制がこれまで世界各国に短期間のうちに影響を及ぼす事例は過去になかったかと思えます。

環境対応に関しては、先進国のなかでは米国が欧州と比較すると遅れているのは否めない状態でした。しかし、オバマ政権に代わったことによって、環境対応に関する大きな変化がみられてきました。

今回、紹介する米国の新しい“電気製品環境設計法”「Environmental Design of Electrical Equipment Act (EDEE Act)」が、連邦法として 2009 年 5 月 14 日に米国下院に提案されました。¹⁾

カリフォルニア州では既に有害物質 4 物質に関して 4 インチ以上のディスプレイ製品を対象としていましたが、今回の EDEE Act は United States Code Title 15 (Commerce and Trade) Chapter 53 (Toxic Substances Control Act²⁾) の修正法案となり、適用される対象が広がります。EU の RoHS 指令の適用範囲とは少し異なる点(例えば、定格電圧が 300 ボルト以上の製品など)があるのも事実です。

To amend the Toxic Substances Control Act of 1976 to ensure a uniform Federal scheme of regulation of restrictions in the use of certain substances in electrical products and equipment in interstate and foreign commerce, and for other purposes.

IN THE HOUSE OF REPRESENTATIVES

MAY 14, 2009

Mr. BURGESS introduced the following bill, which was referred to the Committee on Energy and Commerce

A BILL

To amend the Toxic Substances Control Act of 1976 to ensure a uniform Federal scheme of regulation of restrictions in the use of certain substances in electrical products and equipment in interstate and foreign commerce, and for other purposes.

1 *Be it enacted by the Senate and House of Representa-*
2 *tives of the United States of America in Congress assembled,*

3 SECTION 1. SHORT TITLE.

4 This Act may be cited as the “Environmental Design
5 of Electrical Equipment Act (EDEE) Act”.

6 SEC. 2. FINDINGS.

7 The Congress finds and declares that—

図 1 EDEE Act の案 (HR2420)

この規制は有害物質に関するもので、対象は、EU RoHS指令と同じ、「鉛」、「水銀」、「カドミウム」、「六価クロム」、特定臭素系難燃剤の「ポリ臭化ビフェニル(PBB)」、「ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)」の6種類です。この法案³⁾は、下院、上院を経て可決されて決定されるプロセスを踏むこととなりますが、法案の施行日は、2010年7月1日としています。

予定通り可決され施行されますと、EUのRoHS指令から4年目にしようやく温度差のあった米国で実施されることとなります。

米国は州による法規制が先行し、場合によっては州によって微妙な規制の差があり、潜在的な不一致が存在しますが、今回、その差をなくすために連邦法として策定することに大きな意味があります。

6物質の閾値は表1の通りで、これはEUのRoHS指令と同じ規制値となります。

表1 RoHSの有害物質の閾値

物 質	閾 値	
	(%)	(ppm)
鉛 (Pb)	0.1	1,000
カドミウム (Cd)	0.01	100
水銀 (Hg)	0.1	1,000
六価クロム (Cr6+)	0.1	1,000
ポリ臭化ビフェニール (PBB)	0.1	1,000
ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)	0.1	1,000

上記の6物質に関して、均質物質において閾値以上の含有が認められないこととなります。均質物質とは、物理的に解体できない構成単位のことを意味します。これが米国版連邦法のRoHSと言えるものです。欧州のみならず、米国も有害物質規制を本格化する動きであり、目が離せなくなりました。

また、適用除外についてもEU RoHS指令と若干異なっています。電導線用カドミウム・銅合金、9インチ以上の電球型蛍光ランプの水銀、25ワット以下の電球型蛍光ランプの5mg以下の水銀などは対象外とする規制案となっています。

米国の連邦法の改正として、もう一つ「消費者製品安全性改善法」(CPSIA)があります。鉛とフタル酸エステルに規制に関するものです。これは次回に紹介したいと思います。

1) Kankyo-Information No. 693

<http://groups.yahoo.co.jp/group/Kankyo-Information/message/675>

2) TSCA

http://www.law.cornell.edu/uscode/15/usc_sup_01_15_10_53_20_1.html

3) EDEE Act

<http://www.govtrack.us/congress/bill.xpd?bill=h111-2420>